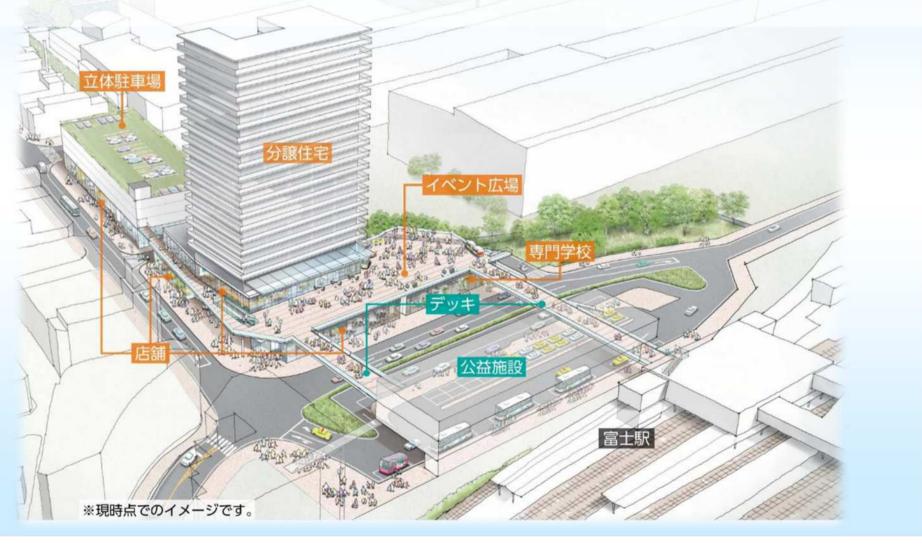
富士駅北口第一地区 第一種市街地再開発事業等について



1. 決定・変更する都市計画とは

▶ 都市計画のメニュー ▶ 市街地再開発事業とは など

2. 都市計画の決定・変更理由

- ▶ 富士駅周辺の位置・概況 ▶ 上位計画の位置付け
- ▶ 富士駅周辺の現状と課題 ▶ 富士駅北口再整備の方針

3. これまでの検討の経緯

▶ これまでの検討の経緯 ▶ 計画(案)の周知等

4. 都市計画の決定・変更の内容

- ▶ 都市計画の決定・変更の考え方
- ▶ 都市計画の決定・変更の内容
 - ① 市街地再開発事業の決定 ②道路の変更 ③地区計画の決定

5. 都市計画決定・変更のスケジュール

▶ これまでの経緯と今後のスケジュール

1. 決定・変更する都市計画とは

- ▶ 都市計画のメニュー
- ▶ 市街地再開発事業とは
- ▶ 都市計画道路とは
- ▶ 地区計画とは

都市計画は、多くのメニューが用意され、それを地方公共団体が地域の実情によって指定しています。

★ 本日の審議

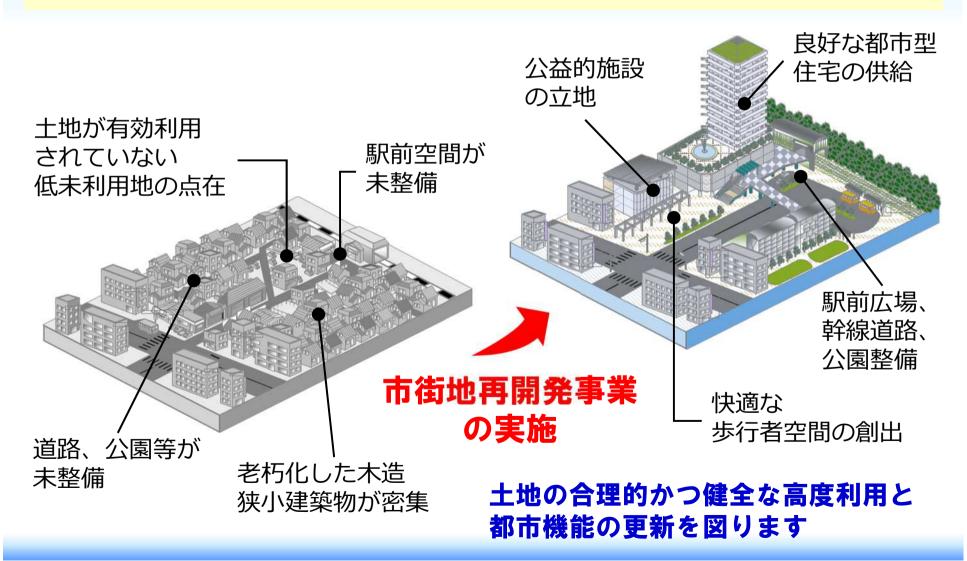
マスタープラン

- 整備、開発及び保全の方針 → 岳南広域都市計画区域マスタープラン
- 市町村の都市計画に関する基本的な方針 → 富士市都市計画マスタープラン



「市街地再開発事業」とは

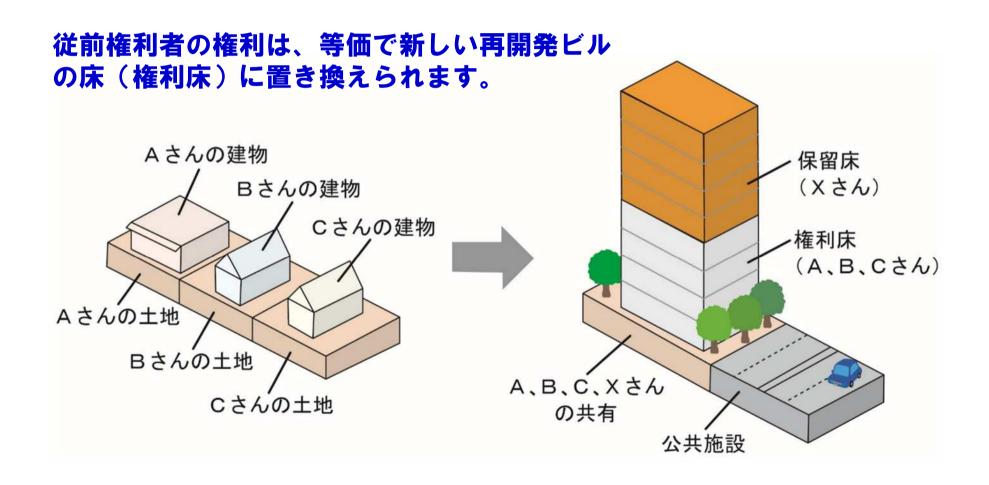
市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき敷地の共同化を伴う建物の更新と道路等の整備を一体的に行う事業です。



都市再開発法の事業には2つの種類があり、「富士駅北口第一地区」は市街地再開発組合が実施する第一種の事業です。

	第一種 富士駅北口第一地区	第二種	
方 式	権利変換方式	管理処分方式 (用地買収方式)	
概要	工事着工前に、事業地区内すべての土地・建物について現 在資産(評価)を再開発ビル の床に一度に変換する	一旦施行者が土地・建物を買 収し、買収した区域から順次 工事に着手する	
施行者	・個人施行者 ・市街地再開発組合 ・再開発会社 ・地方公共団体 ・独立行政法人都市再生機構 ・地方住宅供給公社	・再開発会社 ・地方公共団体 ・独立行政法人都市再生機構 ・地方住宅供給公社	

敷地を共同化し、高度利用することにより新たに生み出された床(保留床)を処分して事業費に充てる仕組みです。



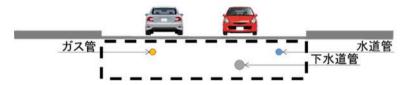
「都市計画道路」は、都市の骨格を形成し機能的な都市活動を確保するための基幹的な都市施設の一つです。

≪ 都市計画道路の3つの機能 ≫

①人や物資の移動のための「交通機能」



②ライフラインなどの 収容空間としての「空間機能」



③街区を形成する「市街地形成機能」



富士市の「都市計画道路」





地区の課題等を踏まえた目標や様々なルールを都市計画に位 置付けて「まちづくり」を進めていく手法です。

地区の特性に応じ、

建物の用途(→建てることのできる建築物を指定) 望ましい建て方(→建築物の高さの上限など) など を定めた都市計画法に基づく「ルール」

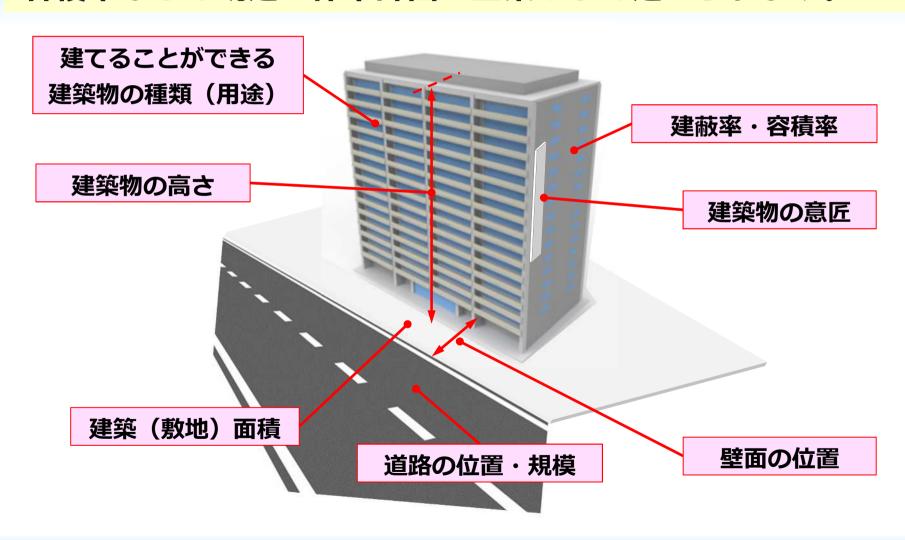


《 地区計画を定めると… 》

地区にふさわしい建築物を誘導できるとともに、 地区及びその周辺の景観の保全などを図ることが 期待できます。

「地区計画」で定められる主な項目

地区計画では、建てることができる建築物の用途や建蔽率・容積率などを既定の都市計画に上乗せして定められます。



2. 都市計画の決定・変更理由

- ▶ 富士駅周辺の位置・概況
- ▶ 上位計画の位置付け
- ▶ 富士駅周辺の現状と課題
- ▶ 富士駅北口再整備の方針

富士駅北口周辺地区は、利用者が最も多い交通結節点で、賑わいを創出できる施設もあるなど、富士市の玄関口です。

≪ 富士駅北口周辺地区 ≫

Google Earth

JR富士駅

≪ 駅利用者数 ≫



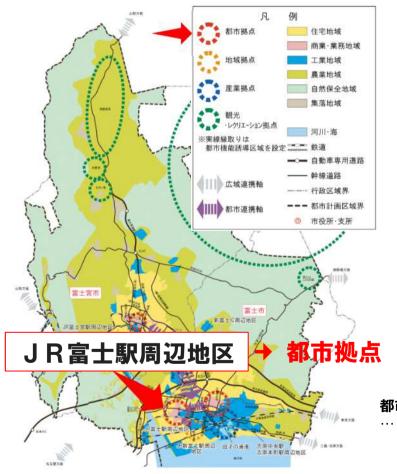
上位計画(都市計画区域の整備・開発及び保全の方針)



富士駅周辺地区は、

「都市拠点」として位置付けられています。

< 将来市街地像図 >



< 地域毎の市街地像 >

富士市における商業・業務の中心地域であるJR富士駅周辺地区及びバスターミナル吉原中央駅・岳南鉄道線吉原本町駅周辺地区は、都市拠点として各種都市機能の集積を図り、にぎわいと魅力ある都市空間を創出する。

※ 岳南広域都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備・開発及び保全の方針) から抜粋。令和3年3月30日 県決定。

都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備・開発及び保全の方針)とは

… 都市計画法第6条の2に規定された、広域な観点から、各都市の将来像を示す とともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然 的環境の整備保全の方針を定めるものです。

上位計画(富士市都市計画マスタープラン)

富士駅北口周辺地区は、「都市生活・交流拠点」とし、 富士市の玄関口として位置付けています。

< 将来のまちの骨格図 >



JR富士駅周辺地区

⇒ 都市生活・交流拠点

※ 富士市都市計画マスタープラン 平成26年2月策定

<地区のまちづくりのコンセプト>

「富士山を望む本市の玄関口として、美 しさとやさしさを感じる、誰もが住みた くなるまち」

雄大な富士山及びその景観に調和した美し さと、人やまちのやさしさを感じることので きる、誰もが住みたくなるまちに再生するた め、老朽化した建築物の更新にあわせ、定住 人口の増加と市民・観光客等の交流による賑 わいの創出を図り、再開発事業を促進すると ともに、地区計画等のまちづくりルールの導 入を推進する。

都市計画マスタープランとは

… 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な 方針 L のことであり、市町村が行う都市計画の最も基本となる概ね20年後の 将来を見据えた計画です。

富士駅周辺地区は、多くの方を引きつけて、発展を遂げてきましたが、かつての賑わいが失われています。

60年前	50年前	40年前	30年前	20年前	10年前	現在
S S S 3738 41	S S S S S S 4546 5153		H 7	H H 11 15	H H 20 22	
●土地区画整理事業の施行開始●富士駅の改築(現在の建物)●旧富士市役所の移転●文化センターがオープン	●身延線が西回りに移設●パピーがオープン● イトーヨーカドーがオープン	口駅前歩道橋が完成口駅前広場が完成	●南口駅前広場が完成	●循環バス「ひまわり」が運行●駅構内のバリアフリー化	●交流プラザがオープン●パピーが閉店●イトーヨーカドーが閉店	●再開発事業等の都市計画決定

改築前の富士駅



昭和40年代の北口前



北口駅前歩道橋の完成



南口駅前広場の完成



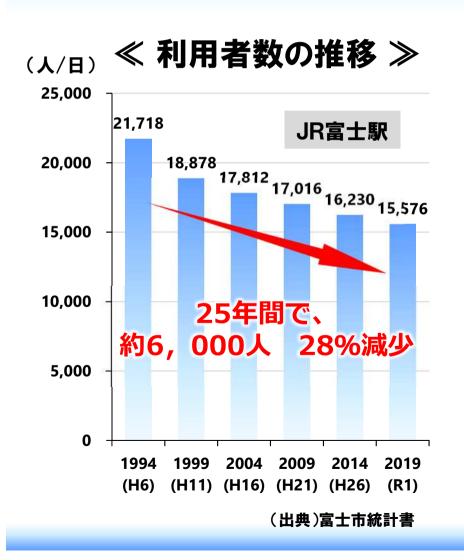
現在



富士駅周辺の現状/問題点(来街者の状況)



JR富士駅の利用者および富士駅周辺の来街者ともに、 減少しています。





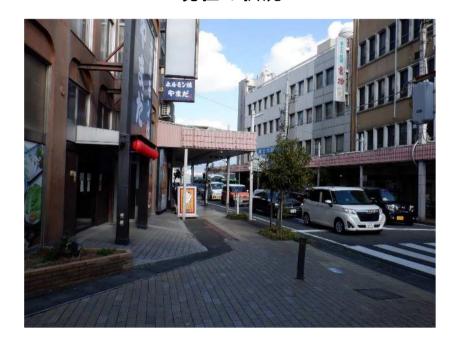
富士駅北口周辺地区は、旧耐震時代に建てられた老朽化した建築物が多く、景観機能が著しく低下しています。

≪ 建築物の老朽化、景観機能の低下 ≫

建築年別の建物の分布状況

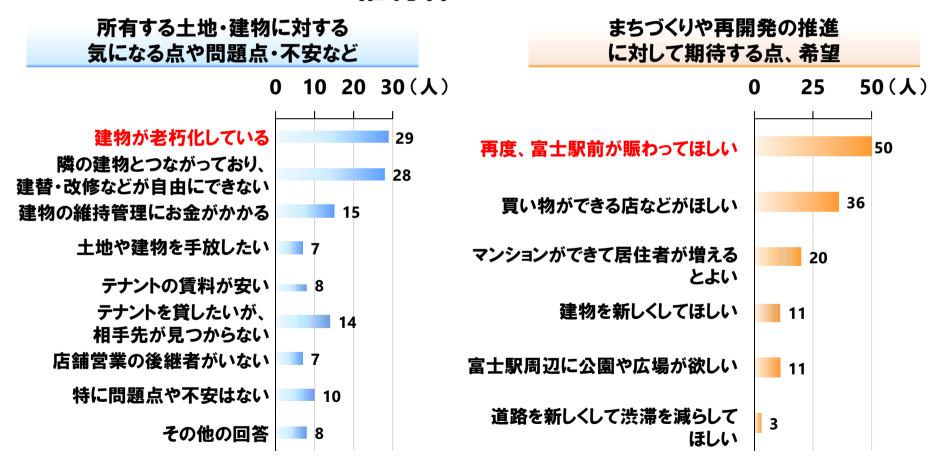


現在の状況



富士駅北口周辺地区の土地建物権利者は、建物が老朽化している等を不安視し、再度賑わうことを期待しています。

≪ 権利者のニーズ ≫



上位計画等(あるべき姿)

- 富士駅周辺は、富士市の玄関口
- 区域M P …「都市拠点」
- 都市計画M P
 - …「都市生活・交流拠点」



現状/問題点

- JR富士駅の利用者、来街者と もに減少傾向
- 建物の老朽化、景観機能の低下
 - ⇒ 商業地の魅力低下

課題

- 老朽化した建築物の建替え等による安全性の向上
- 富士山眺望を活かした駅前空間の創出
- 来街者を引きつける商業地の活性化とまちなか居住の促進
- 安全・安心で快適な移動環境の確保

今回

本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、

- ✓ 都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用
- → 市街地再開発事業の都市計画決定

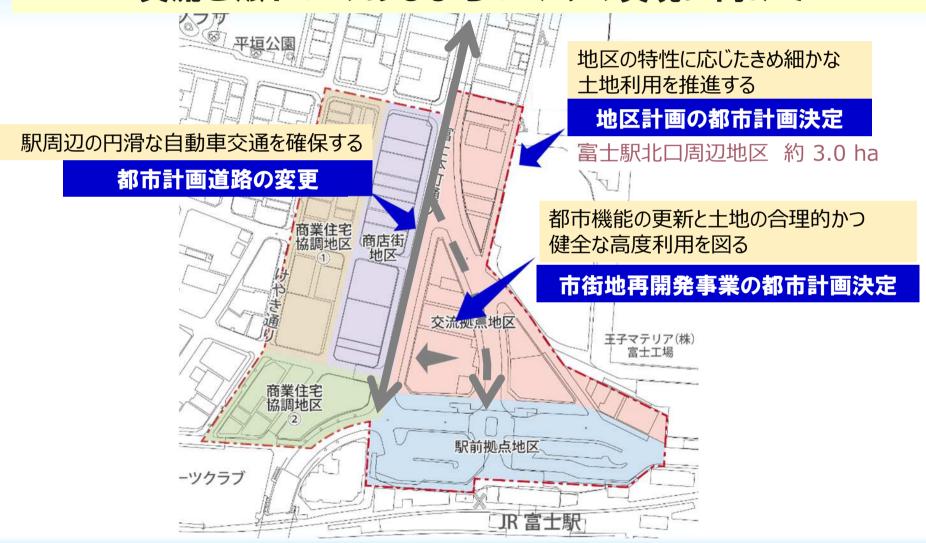
✓ 駅周辺の円滑な自動車交通の確保

- → 都市計画道路の変更
- ✓ 地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進
- → 地区計画の都市計画決定

富士駅北口再整備の方針



富士市の玄関口としてふさわしい、 交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて



3. これまでの検討の経緯

- ▶ これまでの検討の経緯
- ▶ 計画(案)の周知等

富士駅北口周辺地区の再整備に向け、これまでに地権者の方を中心に多くの方と検討してきました。

≪ これまでの検討の経緯(年表)≫

年度	検討組織など	メンバー・回数・人数等
平成21年度	まちづくり勉強会	富士駅周辺地区の住民、商業者、地権者
平成22年度	富士駅北口周辺地区顔づくり研究会	富士駅周辺地区の住民、商業者、地権者 11回
平成23年度	富士駅北口周辺地区顔づくり研究会 等	2回
平成25年度	地権者への戸別訪問 等	地権者111人中98名と面談
平成26年度	富士駅きたぐち再整備検討会	5回+視察1回 延参加者76名
平成27年度	富士駅きたぐち再整備検討会	4回+視察1回 延参加者71名
平成28年度	富士駅きたぐち再整備検討会 等 富士駅北口第一地区準備組合	5回 延参加者71名 12/8設立 地権者20名 発起人会·設立総会等計9回
平成29年度	富士駅きたぐち再整備検討会 等 富士駅北口第一地区準備組合	6回 延参加者93人 理事会·総会等計8回 延参加者70名
平成30年度	富士駅きたぐち西側街区意見交換会 富士駅北口第一地区準備組合	1回 参加者22人 理事会·総会等計8回 延参加者73名
令和元年度	富士駅北口第一地区準備組合	理事会・通常総会等計8回 延参加者82名
令和2年度	富士駅きたぐち再整備検討会 富士駅北口第一地区準備組合	会員62名 1回 参加者31人 理事会·総会等計6回 延参加者58名

富士駅北口周辺地区顔づくり研究会

富士市の玄関口・顔としてふさわしい街の再構築に向けて、周辺地区の住民、商業者、地権者とともに検討しました。

平成22・23年度





富士駅周辺地区の住民、商業者、地権者からなる「顔づくり研究会」 が発足されました。

この顔づくり研究会では、本地区が本市の都市の顔としてふさわしい地区になることを目指し、まちの活性化・再生を推進するための将来像や方策等をタウンウォッチングやワークショップにより研究しました。

富士駅きたぐち再整備検討会

富士駅北口周辺の再整備に向け、60人以上の権利者の方々と検討しています。

平成26年度~





富士駅きたぐち再整備検討会は、平成26年4月に設立され、地区内の 90名以上いる権利者のうち60人以上が会員になっています。

検討会では、権利者へのアンケートやヒアリングによる調査を実施しながら、地区のまちづくりの方針や地区計画、老朽化した建物の整備改善に向けた手法等を検討しています。

富士駅北口第一地区市街地再開発準備組合

富士駅北口周辺第一地区の再開発に向け、35名の権利者の 方々と検討しています。

平成28年度~





富士駅北口第一地区市街地再開発準備組合は、平成28年12月8日に設立され、35名の権利者で構成されています。

準備組合では、富士市の顔の一つである富士駅周辺地区の活性化・再生に向け、再開発事業により整備する建物の配置や用途、資金計画等についての検討を市と協働で進めています。

「きたぐち再整備だより」を発行し、富士駅きたぐち再整備 検討会で検討した内容や視察会の様子を周知しています。

vol.1

本市の玄関ロである富士駅北口間辺の「駅産産点整備 告保を対象に戸別時間による産の調査を行い、産品交換: 11は「女士順きたとは近野田線が会」が組織されました こに、平成15年度の版組状況をご報告させていたた してご客外します



きたぐち再整きたぐち再整 wo1.2

表表 10 見3 日に第2 同時財会を開催し、19 名が完加 今間の機財会では、機財会や市による富士駅舎だぐちの ルタント (株式会社アール・アイ・エー) を紹介し、コンサル サボの機関の車取得のボイントなどのお肝が多りました 参加書荷士で富士販売たぐちの商事情や走ちの課題な

34-0K-27-0	動について	
は目標スケジョ	ジュール 関係技能	
		●取組状況について
1.00	5月	① 平成25年度の取締

きたぐち再整 vol.3

ある 11 目 27 日に西観音の過数会を開催しました 今回の視察会では、両隣発により新しくなった街を推察 のお話を聞くことで、富士駅北口の再整備の検討に活かす スナル金山」と豊田市の「豊田市駅前達り商地区市街地路 の事例を推察しました。



きたぐち再整 vol.4

表る12月19日に第3四株財会を開催し、1.2名の 今回の検討会では、富士市の担当より市田地総合再生 ぐちの運動の事際確定が提示され、それを経すう無い表 富士駅きたぐちの再整備の検討にあたり、南陽発の目的 開発事業の仕組みについて勉強会を行いました。

次回、原4回検討会は2月前出海を予定しています。

昨年 11 日 27 日に禁御した神楽会(名古豊市アス) 森をコンサルタントのアール・アイ・エーより報告が 報告の内容は、第3号の存款機だよりにも載せてい

きたぐち再整 vol.5

大み2月13日に至4四株計会を開催し、12名の参 今回の検討会では、前回の道路・街区整備業をもとに、 エリアのまちづくりの行針や、道路・街位車整備家で形 モデルについて、参加者全員で意見交換を行いました。! 法である市街地両開発事業を取り上げ、土地や確物の指針



きたぐち再整備だより vol.6 7年 ら1 章士製造とから四数電路図会



きたぐち再整備 vol.7

去る11月7日に平成29年度の第1日検討会を開催し 今年度は、富士駅北口周辺地区の日和すべきが東級を開 画」について検討していきます。今日の検討会では、事務を 上で、「地区の現状と課題」および現状と課題に対して「地 それを始まえた意見交換が参加者間で行われました。また、 う道路・街区の整備計画についても前回案からの変更点に





きたぐち再整 vol.8

去る12月11日に今年度の第2回検討会を開催し、2 今回の検討会では、前回の検討会で参加者よりいただし などに関するご意見や、富士市の樹市計画マスターブラン 基本計画などをもとに事務局がまとめた「地区計画の目標 建築物の整備の各当件の案が影响されました。そして 2 ニングや単行者も級、用途規制について意見交換を行 次四の検討会に向けて、今回までにいただいた意見なさ 福島が検討し、秦の内容について意見交換を行う予定です

■検対会の様子 ems//L-7000カアを890055%





きたぐち再整備 vol.9

去る1月29日に今年度の第3回検討会を開催し、20 今回の検討会では、前回の検討会で参加者よりいただい 物の用途規程に関するご前根をもとに事務局がほどめた具 た。そして、この東をもとに、本地区における用途規制を 次回の検討会では、今日までにいただいた意見や、皆様に 類面の結果をもとに作成した地区計画の際について、初明

アンケート調査にご回答いただいた力におかわましては、ご協 またご回答いただいていない方におかれましては、調査へのこ さいますようお舞しいたします。



きたぐち再整備 vol.10

去る3月19日に今年度の第4回検対会を開催し、18 今日は、これまでの検討会およびアンケート提合にて関 階がまとめた富士駅北口周辺地区計画(業)が説明されま! 果一地区、西郷県区双方の活動内容について右線内があり、 状況が具有されました。 指区計画 (薬) については、平成5

■検討会の様子 今時は地区計画(案)の説明と記録が



■アンケート語音の結果

アンケート調査へのご協力、誠にありがとうございま Aただいたご音音。ご同答を踏ます 次ペーシに記載が (第4回検討会で説明されたものと同様) を作成しま

□ 國収状況 (3/16時点)

	回収数
交流拠点地区(第一地区)	22
西侧钻区	27
습計	49

検討会の内容や参加などに関するお問合せは、検討会会員は [TEL] 0545-55-2797 [E-mail t-shigal

きたぐち再整備だより

vol.11

(角 行)富士研造だぐち両型関検討会

去る3月15日に今年後の検討会を開催し、31名の参加がありました 平成29年度に作成した富士駅北口房辺地区計画(業)について、当初令和元年度の都市計画 決定を目標に進めていましたが、富士駅北口第一地区の両部発事業交通を変更したことから、両 闘発事業の計画、地区計画(案)について発育しを行いました。本検討会では、富士配比ロ第辺 均区のまちづくりの進が状況が共有され、見直しを行った再常発事業の計画、地区計画(率)に ついても意見交換を行いました。

■検討会の様子





来年度は、市民を対象とした原理会の後に、地区計画の最終業の経験を行い、会和4年 3月の超市計画は常を目標に1,7います

検討会の内容や参加などに関するお問合せは、事務局までお願いいたします。 【李相报】 富士市即市整满田市北地整满设(两兴会设出 ITEL 1 0545-55-2797 (E-mail to shiraichi@div.cityfuiishizuoka.jp



合計を

「再開発ニュース」を発行し、富士駅北口第一地区市街地再 開発準備組合で検討した内容等を周知しています。

富士駅北口第 再開発ニュー

治療のご取力により、再開発する

音 36 名より準備組合への加入局が たので、12日8日(水)に営士市で 立総会を開催し、「富士紀北口第・ 簡系準備組合! を設立しました! **毎日は 小典は市長にご出来い**

わい存取り使すための大きな事業 んと手を握えて進めていく」と、 に対して力強いエールをいただき 子の後、出席した組合員の協さ



其 开分二 =

DEVOS BESTERVANTE の活動にご理解、ご協力を協り、 9月2日(日)に当席管轄会の会 下の5つの講案を審請しました

開催 組合員総数35名中、本人出 要件 を超えており、議事の開催

电性	称斯爾斯	事長
	無1号	平成30年度事業 ⇒ 選半数の質
	第2号	平成30年度収支 ⇒ 過半数の質
*	第3号	令和元年度事業8 ⇒ 過半数の製
	第4号	令和元年度収支予 ⇒ 過半数の質
	第5号	役員の選任につい コ 過半数の質

海岸総会にて、市は田林保証上 原を行わない方針であることが説 業備組合として、市の方針につい

今年度は、確定した事業区域に

- 保護職は、その都常、探さまへご ① 高部発表業モデルの検討 確定した事業区域において、計
- 11.不证明日本年 市が検討する公共施設(直接) じて市に対し要望を行います。
- ② 検討会の開催 市断的周期分享量の付組みの) の検討内容の周知、事業モデル

○準備総合の権制会 11月団を子

富士駅北口第 再開発ニュー

N記の2つの偏額を取り上げまし (1) 南間食モデルブランにつ (2) 組合構へのアンケート間

★本地区の再開発モデル ●専用の主な書具

【組合義】 連続や公益係約用の制 選が 140 台で足りるだろうか - [376] 駅前に駐車場を製造する とがよいかという点もある。

「組合器」タワーバーキングでは く、住宅様の下に駐車需を配置し らどうか、タワーバーキングをく ると、年早からの富士川の経覚が 害されないか

一 口州紅 住宅から工場が見え

先生扩张[7] **車開発**二

勝奪の他、被さまにおかれまし お懲び申し上げます。平素は、本1 ご協力を続わ、誠にありかとうこ 2019年12月18日 次に当 を開催し、下記の問題を取り上げ (1)バビー脚地にかかる交渉器 (2)朝(よ)出始発生草区域にお

検討会にて、市保価整備課よの

有者に対して叙抱を行わないこと 域で事業を搭張していきます。

○新しい再開発事業区域におけ 新しい再開発事業区域では、 の振わい意出に置する指数計画を

+富士の建設点の原保 ・人が悔まることが出来るスペ

具体的な施設計画は、次回の根 ○スケジュールについて 開発点でのスケジュールの母を 日度は初市計画決定用ブランの様

48	· 电粒 元年度	2年度	3 4 8
非單級物	21 in	RH) I	580HW
馬爾敦 事業 字報者	/4442×3444	●####################################	

○**第8 時候討会** 開始等端ができ

李成 29 年 第2卷 平成 29 年8 第3号 ⇒ 邀‡

富士駅北口第-

再開発ニュー

下記の3つの頻楽を推議しました

ただいた「再開発モデルプランには

開催要件 組合員総数 35 名中。2

議 長 杉町製理事長

で過半数を超えており

261 to | → 261

平成28年8

B並び申し上げます。 平来は、本 2020年2月25日(別に当場 時間し、下板の展開を取り上げま (1) 新江水源原区地区地区地区港 (2) 新しい事業区域における値

新しい事業区域における建物で

新しい事業区域において、連集 そご確認下さい。 事業区域の意 7019年度のブラッと問題の内部 するほか、動物広場比例の理物と 更終しが振わいがうまれるように 出席された組合品の得さんで見 5、母店市に用した景観の在り方 今後は、頃いたご発見を基に、 める検討を行ってまいります。

皆さんから頂いた主なご意見 主なご意見・ご問

供きで紹介いがらがることが得 公益権総利用者が立体駐車場 合、ゆとりのある駐車台数を確

店舗のテナントの税をはある。 マーケットを入れてほしい

公益終期の関係が万機能の例

・新的を様で豊かな空間にし ・樹木は管理が大変なので、歩回 ZHAVEHELLA

RBW3株様が7577分

- AWWA

浄価組合の権対会 コロナ8

宗士駅北口第 再開発ニュ

立春の候、皆さまにおかれまし 申し上げます。平素は、当準備組合 Bし上げます。平素は、当事資組合 り はにありがとうこざいます 9 0. 同におりがとうございます。 2回検討会を開催し、下記の3つ 3回検別会を開催し、下記の2つ (1) 今年度の検討内容について (1) 組合着への個別ヒアリン (2) 粉架类物调查·肝由提供:

*組合員へのヒアリング 昨年9~10日に破坏のご協力 ノング関表を行い、南韓発に対する ました。再開発に対する原向とし (年前の調査から大きな変更はあり 会後は、トアリングでいただいた プランを再度検討し、来耳度の# また、ヒアリングでは、「デナン



料果の何 地震地におかればし

8月3日(日)に当季集組名の名

今の活動にご理解、ご協力を協

以下の4つの議案を審選しまし

整体 組合品総数 35 名中, 才

要件 数を超えており、議事の

第1号 会和元年度事業 ⇒ 選半数の

第2号 令和元年度权力

会和2年度事業

★請求股条の無確結果

潘長 杉町副理事長

第3 #

事業区域の変更及びコロナウ

かの当地区事業に対する関心的

単成 29 年度に調査した企業を

て貢献を示している企業が指数

が事業者の総心度が高いことが

調査の機能を開け、物理の検討

当地区に興味を示す主な理由

SCHOOLS (18984) ENDING: (#)

構和客の総さんが準停制会に加るに加る。

事業に対して安心感があるこ

9年度も、再開発の性組みの3

存開催します。関係時期は、その

を目指し、 権利者的の公司標一

18-30

夏秋の何、皆さまにおかれまし

(2) 再開発モデルについて

(3) 権利者協則ヒアリング

美信組合が移動している市産物

都市計画に定めるため、「都市計画

本地区では東田原の銀市計画主義

9/2:「デナントの領集などはある に関する質問を多くいただきましん

新春の候、皆さまにおかれまし び申し上げます。 甲素は、本業債 傷り、誠にありがとうございます 2020年12月18日衛に い、以下の議論を取り上げま

(1) 民間事業者の参照資助機 (2) 直路形状・敷地形状につ (3) 理物プランについて

コロナ機による当地区の再開き め、平成29年度のヒアリング制 ゼネコン) とホテル運営業者に対 ヒアリング結果は以下の表をご

にヒアリング結果を踏まえた都市

類目 当事業への参照 一ルなどを引き ロホテルについ 新型コロナの砂 て、住宅戸部の

昨年度から課題となっていた側 います、北勢地に駐車機を配置し CANADA . B WALLERS 時期に整備を行うことを検討して

つ建物でランについて 局関係学者のピアリング結果を を検討していきます。

富士駅北口第一 再開発ニュー

第6号 (2018-3) 春度の候、管さまにおかれまし

の活動にご理解、ご覧力を響り、ま 検討会を開催し、下記の5つの8 (1) 南菜ヒアリングの結果報告 (2) 無関発モデルブランにつ((3) 権利収換シミュレーシ

間回取り上げた本地区での店舗が ア コンピーかどにヒアロング 透情観探供各行うとともに、総合と ●商家ヒアリングの調査結束は、第41

★ 周開発モデルブランを息 昨年度のプランを選まる。今年月 心。用途構成や全体の建築規模は 自動物ができることから 歌 ランの考え方をベースに、30年 昨年度のプラン

富士駅北口 再開発二

GROW WATERWAY! ととお腹び申し上げます。平素 活動にご理解、ご協力を賜り、加

同様切合を開催し、以下の問題を (1) 道路形状・建物プランに (2) 地区計算について

再開発事業を進めるにあたり、

にととしました。 かが手続きを行います。また、!



JRL: https://www.city.huji.shizuo

8月22日(水)に当準備組合の3 下記の4つの講案を審講しました。





⇒ 24*

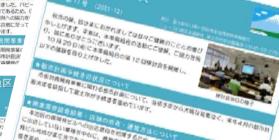












別等の後 技术まにおからましてけらりこ 合の活動にご理解。ご協力を保り、前にあり 8月5日(木)に本準備組合の名称3年度計

再開発ニュース

があらつの経案を書稿しました。 2021年2月25日末に本 ★通常総会の簡単結果!

議長 山崎禄事

(3) テナント対応方法につい

TRUST LIFE LIFE 和市計画決定の手続きの基とな

昨年度から課題となっていた制 ること (第14号のニュー2をご 分替物の存む第1、より効果の症 テルについては、民間事業者のと 今後は、以下の建物プランを製

利力サイ 本用通りの声側のを形 行います。地区計画の内容につき 検討会のきたぐち再整備だより v



都市計画に関する市民技術

審土駅北口第一地区市街地南開発 (東土市LP) よりご覧いただけ



に向けて、 会議も進度組合 ◆標果人類組合 上記の市民説明会にて 在希望される声があった

会後、世様者の保護につい ので、信仰人から無知や依頼があった味ら

○準備組合の検討会 今年度も、高開発の仕組みの理解の促進、再開発モデルの意見及bs、 把握のため、検討会を開催します 関権準備ができ次第、ご案内します。なお、コロナ後の状況によって会議 開催の方法を受要する可能性があります

説明会

都市計画の手続き

令和2年度までに検討した計画(案)について、説明会を開催し、都市計画の手続きを開始しました。

≪ これまでの手続き ≫

再開発 : 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業

道路 : 都市計画道路富士停車場厚原線

地区計画 :富士駅北口周辺地区計画

再開発	道路	地区計画	時期	内容	
0	0	0	令和3年5月24日·25日	説明会	参加者73名
		0	令和3年6月23日~7月7日	富士市条例に基 < づく縦覧	意見書なし
0			令和3年7月14日	公聴会	公述申出なし 開催せず
	0		令和3年9月14日	公聴会	公述申出なし 開催せず
0		0	令和3年9月15日~29日	都市計画法に基 < づく法定縦覧	意見書なし

4. 都市計画の決定・変更の内容

- ▶ 都市計画の決定・変更の考え方
- ▶ 都市計画の決定・変更の内容
 - ① 市街地再開発事業の決定
 - ② 道路の変更
 - ③ 地区計画の決定

富士市の玄関口としてふさわしい、 交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて

都市計画の2つの決定と1つの変更を行います。

●第一種市街地再開発事業を実施するため…



富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業

決定



市決定

●市街地再開発事業に伴い道路の位置が変更になるため…



都市計画道路 富士停車場厚原線

変更



~ 県決定

●都市再開発法の規定や周辺を含めた一体的なまちづくりを行うため…



富士駅北口周辺地区計画

決定



富士市の玄関口としてふさわしい、 交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて



- 1 都市再開発法の規定に基づき、再開発事業地は地区 計画等区域内である必要があるからです。
- …都市再開発法第3条第1項には、「当該区域が高度利用地区、 都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定地区計画等区域内 にあること」と定められています。
- 2 周辺を含めた目標や方針のほか、建築物の用途など を定めることができるためです。
- …高度利用地区は、建蔽率の最高・最低限度、容積率の最高・最低限度、建築面積の最低限度を定めることができますが、
- …地区計画は、周辺を含めた目標や方針のほか、
- 上乗せ規制する建築物の用途などを定めることができ、

周辺を含めた一体的なまちづくりが可能だからです。

《定める内容》

富士駅北口第一地区市街地再開発準備組 合において計画(案)を立案しました。

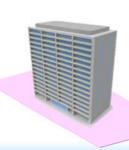
- 名称
- 施行区域、面積
- 公共施設の配置及び規模
 - ▶道路(幹線街路、区画道路)

 - ▶緑地 ▶ 下水道



- ▶ 建築物(建築面積、延べ面積)
- ▶建蔽率、容積率 ▶主要用途
- 建築敷地の整備に関する計画
 - ▶ 敷地面積 ▶ 整備計画







≪ 施行区域 ≫

● 東端

市道本町二丁目1号線の道路縁 市道平垣南古新田2号線の道路 縁 など

● 西端

都市計画道路富士停車場厚原線の中心線

● 南端

県道富士停車場伝法線の北側境 界線

● 北端

大字本町22の北側境界線

公共施設の配置及び規模

≪ 公共施設の配置 ≫



≪ 公共施設の規模 ≫

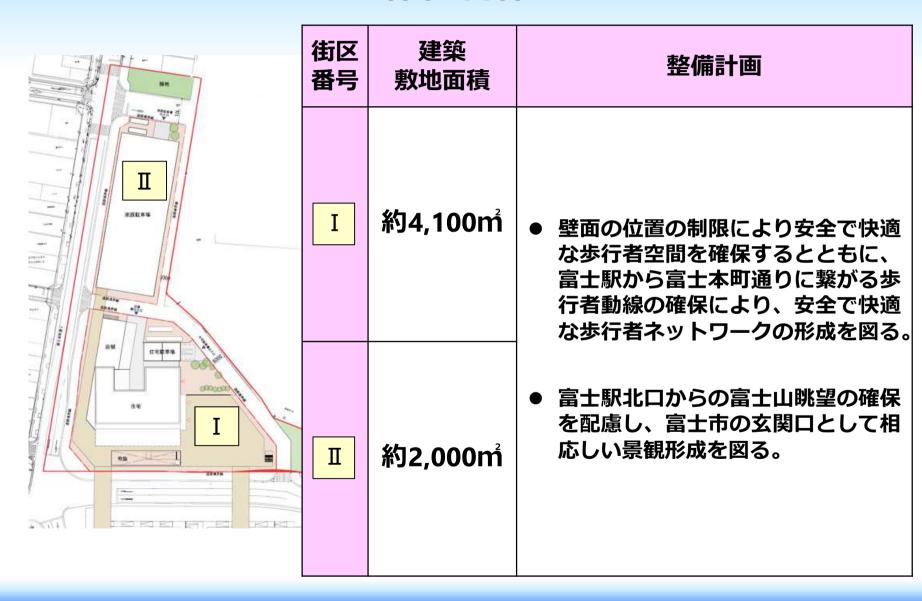
	種別		名称	面積及び 幅員	延長	備考			
3	道路								
	幹線街路								
			3・4・20号 富士停車場厚原線	16m	約170m	都市計 画道路			
		X	画道路						
			市道本町二丁目 1号線	3m	約90m	既設			
			区画道路1号	10m	約30m	新設			
			区画道路2号	6m	約120m	新設			
•	公園	國及	び緑地						
	緑地								
			緑地1号	約900㎡		新設			
			緑地2号	約200㎡		新設			
•	下才	く道	i						
			富士市単独公共下水	k道(西部與	処理区)に持	妾続			

建築物の整備に関する計画

≪ 計画の内容 ≫

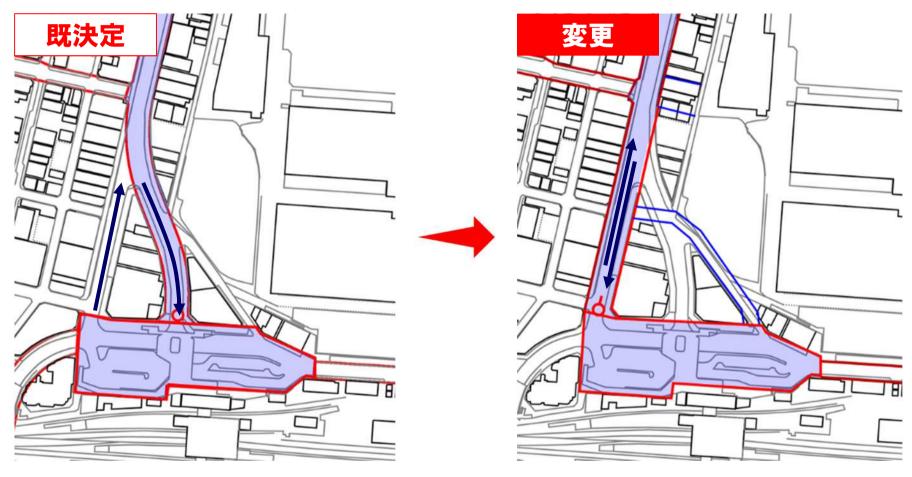


≪ 計画の内容 ≫



《変更内容》

富士駅北口第一地区市街地再開発事業の実施に伴い道路の位置を変更します。



- 道路の位置の変更に伴い、延長が10m短くなります。
- 幅員等のその他の変更はありません。

③富士駅北口周辺地区計画

立案しました。

富士駅きたぐち再整備検討会や地権者

アンケート結果を踏まえ計画(案)を



《定める内容》

- 名称
- 位置、面積
- 地区の目標
- 区域の整備・開発及び保全の方針
 - ▶ 土地利用の方針 ▶ 建築物等の整備の方針
- 地区整備計画
 - ▶ 建築物等に関する事項(用途の制限など)



≪ 地区計画の区域 ≫

● 東端

市道本町二丁目1号線の道路縁 市道平垣南古新田2号線の道路縁 など

● 西端

富士町2号線の中心線 など

● 南端

富士駅北口駅前広場の南側区域線など

● 北端

本町四丁河原線の中心線 大字本町22の北側境界線 など

~富士駅北口周辺地区計画の目標~

富士市の玄関口としての風格を持ち、 富士山を望む交流と賑わいのあるまち



富士山の眺望の確保や調和がとれた街並みづくりによる都市景観の 形成をはじめ、各種都市機能の集 積による賑わいと魅力ある都市空 間の創出など、市の玄関口にふさ わしい地区の形成を図ります。 現状の土地利用は、地区内の各ブロックで大きく異なることから、地区内を 5つに区分し、それぞれ土地利用方針



~ 商業住宅協調地区① ~

- けやき通りの景観と調和した建物形態に努める
- 居住環境、商業環境双方に配慮した土地利 用の促進

~ 交流拠点地区 ~

- 住宅、店舗及び交流活動を促す公益施設が一体的に機能する土地の高度利用の促進
- 富士山の眺望点や賑わい空間を創出し、駅前 にふさわしい拠点の形成

~ 駅前拠点地区 ~

- 駅前広場を効率的に活用し交通結節機能及び公益施設の配置
- 公共交通利用者の利便性向上や賑わいを創出し、市の玄関口にふさわしい拠点の形成

~ 商店街地区 ~

- 商店街としての景観の統一性や連続性の確保
- 商業・業務用途を中心とした土地利用の促進

~ 商業住宅協調地区② ~

- 富士駅と本地区西側地域との歩行者動線の確保
- 居住環境、商業環境双方に配慮した土地利用の促進

建築物等の整備の方針は、地区全 域に加え、具体的な整備計画があ 「交流拠点」に設定しました。



地区全域

- 市の玄関口に相応しい効率的な高度利用がなさ れた都市景観の形成や個性が表出する商店街空 間の継承を図ります。
- 市のシンボルである富十山の眺望に配慮した建物 形態とします。
- 魅力あるまちなか居住環境の確保と賑わい空間の 創出が地区全体を通して両立されることに配慮し、 各地区の特徴に応じた建築物の用途の制限や景 観の形成を図ります。

交流拠点地区

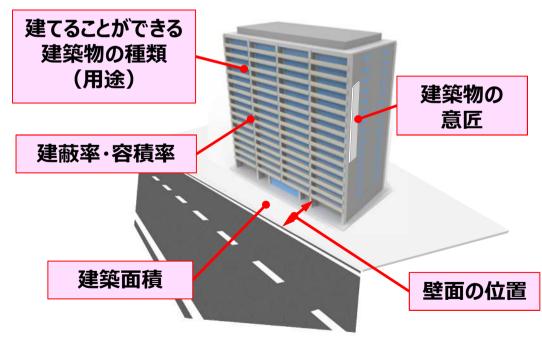
- 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新に向けて、容積率の最高限度・最低限度、建 蔽率の最高限度、建築面積の最低限度のほか、 十分にゆとりのある歩行者空間や賑わいの連続に 寄与する空間の確保等を目的として、壁面の位置 の制限を定めます。
- まちなか居住機能や市の玄関口にふさわしい環境 形成、都市景観の形成を図るため、建築物の用途 の制限や、形態や意匠等の制限を定めます。

地区整備計画とは、建てることができる建築物の種類(用途) や建蔽率・容積率、道路整備など、具体的な計画です。 今回、計画内容が具体的にまとまった「交流拠点地区」のみ定 めます。

≪ 今回指定する区分 ≫

≪ 今回指定する内容 ≫







本地区は、商業地域であるため、 銀行、映画館、飲食店、百貨店等のほか、 住宅や小規模の工場、風俗施設も建築可 能です。

目標の実現に向けて、次の建物の建築を制限します。

- ≪ 制限する建築物の用途 ≫

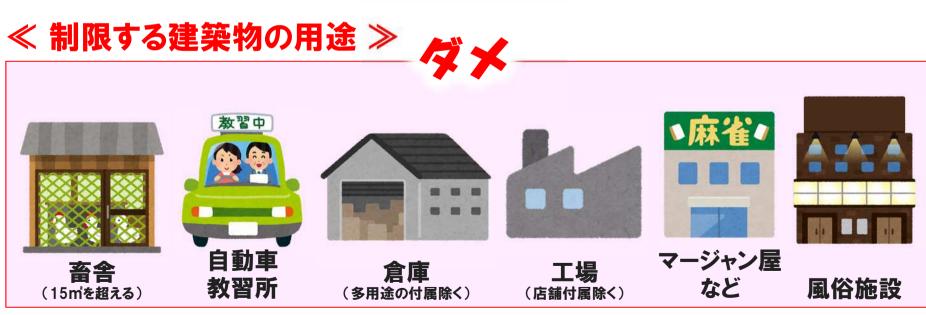
- 1. 15㎡を超える畜舎
- 2. 自動車教習所
- 3. **倉庫** (他用途に付属するものは除く)
- 4. 原動機を使用する工場 (店舗に付属するものは除く)
- 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車券売場その他これ らに類するもの
- 6. 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設など

地区整備計画(建築物等の用途の制限)



≪ 従来どおり建築可能 ≫





市街地再開発事業を実施する場合は、 容積率の最低・最高限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最 低限度を定める必要があります。

用途地域の指定値や再開発の事業計画等を踏まえ設定しました。

	用途地域	事業計画
容積率の最低限度	指定なし	約250%
容積率の最高限度	400%	~約320%
建蔽率の最高限度	80%	約80%
建築面積の最低限度	指定なし	約1,600㎡ ~約3,000㎡

計画(案)		
200%	公益上必要な 建築物除く	
400%		
80%	角地等10%加 算	
200㎡	公益上必要な 建築物除く	

敷地内空地を確保し、良好な歩行や憩い等の空間を創出できるよう壁面(建築物の外壁等)の位置の制限を設定します。



建築物の外壁や柱の面は、 都市計画道路富士停車場厚原線と 富士駅北口駅前広場の境界線から 1. Om以上離さなければならない こととします。



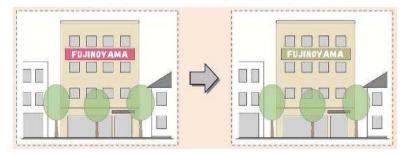
地区整備計画(形態又は意匠等の制限)



駅前の良好な景観を確保するため、看板・広告物に係る形態 や意匠等を制限します。

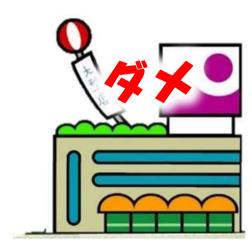
● 看板・広告物は、富士市景観計画及び富士市 屋外広告物条例によるものとし、 周囲の景観に調和した色調、 形状、意匠、規模とします。

地色を落ち着いた色に



 自己の用に供する以外と 建築物の屋根・屋上 の看板・広告物は設置しては ならないとします。

> ただし、 公益上必要であるものは除きます。



<参考>富士市屋外広告物条例



富士市屋外広告物条例 平成24年4月1日 施行

- 広告物が無秩序、無制限に 氾濫しないよう、掲出にあたってのルールを定めたもの
- 富士駅周辺の商業地域に 「第2種普通規制地域」を 指定
- 富士駅前地区に「景観形成型広告整備地区」を指定



富士駅前地区

《景観形成型広告整備地区》

整備基準

- ●色彩指針に示す基準を指導基準
- ●一事業者の表示面積が10~20㎡のものも申請が必要

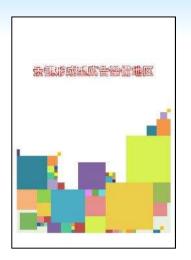
富士駅周辺の商業地域

《 第2種普通規制地域 》

許可基準(主なもの)				
屋上広告	建物の高さの2/3かつ10m以下 など			
壁面広告	1面の表示面積は壁面の1/5以内 など			
野立て広告塔	1面30㎡以内、高さ地上15m以下 など			
野立て広告板	表示面積の合計30㎡以内 など			

<参考>景観形成型広告整備地区

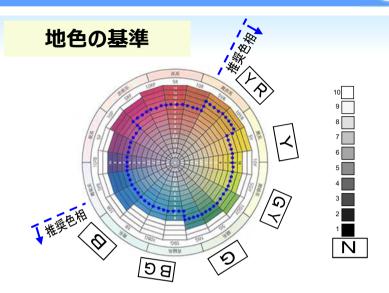


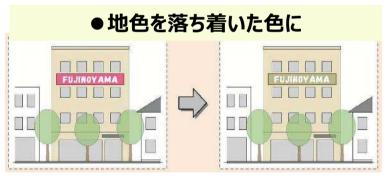


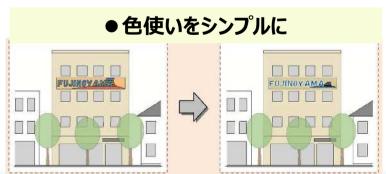
景観形成型広告整備地区 平成25年4月1日~

良好な景観形成が特に必要な地区

- · 新富士駅周辺地区
- ・富士駅前地区 など



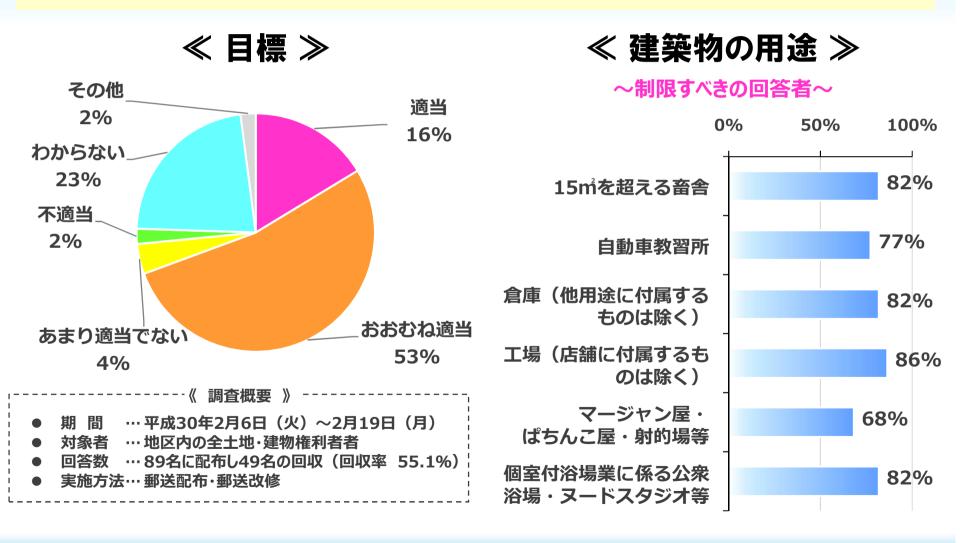








地区計画案に対する意見の把握と計画内容を周知するため、地区内の全権利者を対象にアンケートを実施しました。



5. 都市計画決定・変更のスケジュール

▶ これまでの経緯と今後のスケジュール

これまでの経緯と今後のスケジュール

今後、県の都市計画審議会を経て、都市計画決定の告示と地区計画の条例の施行を行う予定です。

	再開発	道路	地区計画	時期	内容
済) 0	0	0	令和3年5月24日·25日	説明会
済			0	令和3年6月23日~7月7日	富士市条例に基づく縦覧
済) 0			令和3年7月14日	公聴会
済		0		令和3年9月14日	公聴会
済) 0		0	令和3年9月15日~29日	都市計画法に基づく法定縦覧
	0	0	0	令和4年1月26日	富士市都市計画審議会
		0		令和4年2月22日	静岡県都市計画審議会
			0	令和4年2月	条例を市議会に上程
	0	0	0	令和4年3月下旬	都市計画決定告示、条例施行

<参考>モデルプラン

